

# 平成27年度 第10回庁議要旨

日時：平成27年8月18日（月）

午前9時～

会場：第3・第4委員会室

## [審議事項]

### 1 地域生活支援事業の報酬単価見直しについて（福祉部）

障害者総合支援法に基づく法定の障害福祉サービスと市町村事業である地域生活支援事業の報酬単価の均衡を図る。また、利用者負担及び財政負担の軽減が図られることから地域生活支援事業の報酬単価の減額見直しを行う。

#### (1) 主な内容

以下の事業に対して、類似事業の法定基準額を参考に報酬単価を改定する。また、食事提供体制加算及び訪問入浴サービスについては法定基準額と同額とする。

#### ① 類似事業の法定基準額を参考に報酬単価を改定するもの

##### i 地域活動支援センター事業（創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業）

基本部分 現行：4,800円→改正後：4,700円

##### ii 移動支援事業（屋外での移動に困難がある障害者・児に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する事業）

身体介護を伴う者

0.5h未満 現行：2,540円→改正後：2,450円

0.5h以上1h未満 現行：4,020円→改正後：3,880円

1h以上1.5h未満 現行：5,840円→改正後：5,640円

以後30分につき 現行：830円→改正後：800円

身体介護伴わない者

0.5h未満 現行：1,050円→改正後：1,010円

0.5h以上1h未満 現行：1,970円→改正後：1,890円

1h以上1.5h未満 現行：2,760円→改正後：2,640円

以後30分につき 現行：750円→改正後：670円

#### ② 法定基準額と同額にするもの

##### i 地域活動支援センター事業

食事提供体制加算 現行：420円→改正後：300円

##### ii 日中一時支援事業（障害者・児を一時的に預かることにより、日常的な訓練を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図るための事業）

食事提供体制加算 現行：420円→改正後：300円

##### iii 訪問入浴サービス事業（地域における重度障害者の生活を支援するため、訪問により居宅における入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業）

現行：12,500円→改正後12,340円

なお、圏域のサービス事業所内で受給者の住所により報酬単価に差異が生じないよう、圏域の2市1町で協議し同一報酬単価とし、各事業所に周知のうえ平成27年10月利用分から適用させることとする。

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・ 圏域2市1町において決定後、事業所へ周知（9月中）。10月利用分から適用
- ・ 石巻市重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正
- ・ 石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱の一部改正
- ・ 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱の一部改正
- ・ 石巻市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正  
（施行予定年月日：平成27年10月1日）

## 2 平成27年度小規模保育事業における東日本大震災に伴う保育料の減免に係る補助金交付制度の創設について（福祉部）

公平かつ安心して子育てができる環境を整えるため、小規模保育事業施設を利用している被災保護者に対して保育料の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

① 補助対象者

小規模保育事業者

② 減免対象

小規模保育事業者が次の事由に該当する保護者に対し保育料の全額を減免した場合

1. 児童又は扶養義務者等の居住する住宅全壊、大規模半壊又は半壊した
2. 児童又は扶養義務者等が障害者となった、又は重篤な傷病を負った
3. 扶養義務者が死亡した
4. 扶養義務者が行方不明である
5. 児童又は扶養義務者等が原子力災害対策特別措置法の対象となった
6. 収入減となり平成27年所得が、平成26年所得を下回る見込みである

③ 補助内容

減免した保育料相当額を補助する。（平成27年4月まで遡及のうえ保育料を補助）  
※減免内容については、現在実施している認可保育施設と同様とする。

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・ 平成27年8月（平成27年度）小規模保育事業者における東日本大震災に伴う保育料の減免に係る補助金交付要綱制定
- ・ 平成27年9月 第3回定例会に補正予算案提出
- ・ 平成27年9月 申請受付開始（申請期間：9月末～12月末日）
- ・ 平成27年10月以降 補助開始

## 3 市営住宅の管理に係る指定管理者制度の導入について（建設部）

公営住宅との管理業務の均一化や効率化を図るため、公営住宅以外の住宅を管理代行制度と同等に管理できる指定管理者制度へ移行する。

(1) 主な内容

① 指定管理の対象住宅

石巻市営住宅条例第2条第1項第2号に規定する普通市営住宅以外の市営住宅（以

下「改良住宅等」という。)、石巻市特定公共賃貸住宅条例第2条第1項第1号に規定する特定公共賃貸住宅（以下「特定公共賃貸住宅」という。）及び石巻市勤労者住宅条例第2条第1項第1号に規定する勤労者住宅（以下「勤労者住宅」という。）を対象とする。

【対象となる住宅】 15団地、255戸

| 住宅の種類      | 建設年度    | 戸数  | 住宅の内訳（戸）        | 備考         |
|------------|---------|-----|-----------------|------------|
| 1 改良住宅     | S43～S53 | 188 | 水押 128、鹿妻 60    | 改良住宅法により建設 |
| 2 厚生住宅     | S41～S48 | 6   | 水押 4、渡波 2       | 県補助により建設   |
| 3 単独住宅     | S41～H12 | 9   | 広瀬 2、鮎川 7       | 旧町単独で建設    |
| 4 勤労者住宅    | H8～H11  | 10  | 鮎川 10           | 勤労者対象住宅    |
| 5 特定公共賃貸住宅 | H6～H16  | 42  | 桃生 33、北上 3、鮎川 6 | 中堅所得者用住宅   |

② 指定管理の業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は、次のとおりとする。

- (ア) 入居の申込みの受付に関する業務
- (イ) 入居者に対する指導及び連絡に関する業務
- (ウ) 改良住宅等、地区施設、特定公共賃貸住宅及び勤労者住宅の維持管理に関する業務
- (エ) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

| 業務内容           | 公営住宅（管理代行）  | 改良住宅等（指定管理） |             |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| ① 家賃の決定        | 委託不可<br>①～② | 委託不可<br>①～⑥ |             |
| ② 訴訟関係事務       |             |             |             |
| ③ 募集計画の策定      | 管理代行<br>③～⑭ |             | 指定管理<br>⑦～⑭ |
| ④ 入居者の決定       |             |             |             |
| ⑤ 同居等諸手続きの承認   |             |             |             |
| ⑥ 滞納者等への明渡請求   |             |             |             |
| ⑦ 募集申込みの受付等    |             |             |             |
| ⑧ 同居承認相談・申請受付  |             |             |             |
| ⑨ 迷惑行為、不正入居等指導 |             |             |             |
| ⑩ 施設の保守管理、修繕   |             |             |             |
| ⑪ 退去の受付、検査     |             |             |             |
| ⑫ 収入申告書の送付・受付  |             |             |             |
| ⑬ 家賃等徴収、滞納指導   |             |             |             |
| ⑭ 駐車場の管理       |             |             |             |

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・ 平成27年9月 平成27年石巻市議会第3回定例会に係る条例の一部改正提案  
(石巻市営住宅条例、石巻市特定公共賃貸住宅条例及び石巻市勤労者住宅条例)
- ・ 平成27年12月 平成27年石巻市議会第4回定例会に指定管理者の指定等提案
- ・ 平成28年2月 基本協定締結
- ・ 平成28年4月 年度協定締結、指定管理者による業務の開始

**[報告事項]**

**1 地方税法等の一部改正に伴う石巻市国民健康保険税の課税の特例に関する取扱いについて（健康部）**

関係法令と同様の措置を講じることにより、適正公平な課税措置を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年石巻市条例第 50 号）の施行期日を平成 29 年 1 月 1 日としていたが、一部の施行期日を平成 28 年 1 月 1 日に改正する。

| 変更後   | 変更前                  |
|---|----------------------|
| 施行期日 平成 29 年 1 月 1 日<br>ただし、条例附則第 17 項（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）中、「 <u>配当所得</u> 」を「 <u>利子所得、配当所得及び雑所得</u> 」に改める部分の施行期日は平成 28 年 1 月 1 日とする。 | 施行期日 平成 29 年 1 月 1 日 |

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・平成 27 年第 3 回定例会に提案予定
- ・公布の日から施行

**2 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施について（福祉部）**

消費税率引き上げの影響を踏まえ、市民税が課税されていない市民や平成 27 年 6 月分児童手当受給資格者を対象に、臨時的かつ全国一律の措置として「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するもの。

(1) 主な内容

対象者、支給額、基準日等については以下のとおり

| 区分   | (1) 臨時福祉給付金  | (2) 子育て世帯臨時特例給付金                                 |
|------|--|--|
| 対象者  | 市民税（均等割）が課税されていない者<br>（課税者の扶養となっている場合、生活保護受給者は対象外） | 平成 27 年 6 月分児童手当受給資格者<br>（特例給付受給者：所得制限額以上の者は対象外） |
| 支給額  | 対象者 1 人につき 6 千円                                    | 対象児童 1 人につき 3 千円                                 |
| 基準日等 | 平成 27 年 1 月 1 日<br>（住民票がある市町村）                     | 平成 27 年 5 月 31 日<br>（基準日までに生まれた児童）               |
| 対象者数 | 35,000 人（見込み）                                      | 17,812 人（見込み）                                    |

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

| 区分     | (1) 臨時福祉給付金                         | (2) 子育て世帯臨時特例給付金 |
|--------|-------------------------------------|------------------|
| 市要綱制定  | 9 月 1 日施行                           | 9 月 1 日施行        |
| 申請受付期間 | 10 月 1 日（木）から<br>平成 28 年 1 月 4 日（月） | 9 月中旬から 12 月下旬   |
| 支給開始予定 | 10 月下旬（予定）                          | 10 月中旬（予定）       |

**3 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）**

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授

業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定している。

上記は平成27年度の入学者までの取扱いとしていたため、県立学校と同様に平成28年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金の免除ができるよう定めるもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、平成28年度の市立高等学校入学者においても次のとおり実施する。

【免除内容】

- ・ 平成27年度中に実施される入学者選抜手数料
- ・ 平成28年度分の入学金
- ・ 平成28年度中の転入学、編入学又は復校に係る入学者選抜手数料

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・ 平成27年9月 市議会第3回定例会 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正
- ・ 平成28年2月初旬 平成28年度入学者前期選抜
- ・ 平成28年2月中旬 合格発表
- ・ 平成28年3月初旬 平成28年度入学者後期選抜
- ・ 平成28年3月中旬 合格発表
- ・ 平成28年3月末 入学説明会

4 石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間及び休館日の試行について（教育委員会）

図書館を利用する市民の利便性の向上と利用促進につながる開館時間及び休館日とするため、現在の開館時間及び休館日を変更して試行するとともに、アンケート調査を実施する。

(1) 主な内容

① 試行期間

平成27年10月1日から平成27年12月31日までの3ヶ月間。

② 開館時間

| 項目        | 現 行          | 試 行           |
|-----------|--------------|---------------|
| 月・火・木・金曜日 | 午前9時から午後5時まで | 午前10時から午後6時まで |
| 水曜日       | 午前9時から午後7時まで | 午前10時から午後7時まで |
| 土曜日       | 午前9時から午後4時まで | 午前10時から午後6時まで |
| 日曜日       | 午前9時から午後4時まで | 午前10時から午後5時まで |

③ 休館日

| 現 行              | 試 行           |
|------------------|---------------|
| 月曜日（第2日曜日の翌日は開館） | 月曜日           |
| 第2日曜日            | —             |
| 国民の祝日            | 国民の祝日         |
| 12月28日から31日まで    | 12月28日から31日まで |

(2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・ 9月から試行の周知（市報・ホームページ・報道機関・来館者へのチラシ）
- ・ 10月1日から試行を行うとともに、並行してアンケート調査を実施する。

## 5 平成27年国勢調査の実施について（総務部）

国勢調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国、都道府県及び市区町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料を得ることを目的として実施される。

### (1) 主な内容

#### ①平成27年国勢調査の概要

##### ア 調査基準日

平成27年10月1日（木）午前零時現在

##### イ 調査対象

国内に居住するすべての人（外国人含む。）

##### ウ 調査項目

###### (ア)世帯員について

男女の別、出生の年月、配偶の関係、就業状態、従業地又は通学地など13項目

###### (イ)世帯について

世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方など4項目

##### エ 調査の期間

平成27年9月8日（火）～平成27年10月21日（水）

##### オ 調査の方法

調査員が、調査票の配布に先行して各世帯を訪問し「インターネット回答の利用案内」を配布（9月上旬）した後、インターネットによる回答のなかった世帯のみ調査票を配布（9月下旬）する方法で実施する。

調査票の提出については、世帯が調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法となる。

#### ②平成27年国勢調査石巻市指導員及び調査員配置（平成27年8月3日現在）

##### ア 調査区

| 調査区総数    | うち有人調査区数 | うち無人調査区数 |
|----------|----------|----------|
| 1,390調査区 | 1,275調査区 | 115調査区   |

##### イ 指導員

| 指導員総数 | うち民間人 | うち市職員等 |
|-------|-------|--------|
| 133人  | 53人   | 80人    |

##### ウ 調査員

| 調査員総数 | うち民間人 | うち市職員等 |
|-------|-------|--------|
| 844人  | 779人  | 65人    |

##### エ 調査事務民間委託調査区数 2調査区

### (2) 今後の予定及び施行予定年月日

- ・平成27年8月17日（月）～平成27年9月1日（火）国勢調査調査員事務説明会
- ・平成27年10月26日（月）～平成27年11月11日（水）国勢調査指導員調査票審査
- ・平成27年11月26日（木）調査書類第1・2次提出
- ・平成28年1月20日（水）～平成28年1月22日（金）調査書類第3次提出

[その他]

1 ものうふれあい祭 2015 はねこ踊りフェスティバル in 桃生の開催について（桃生総合支所）

桃生総合支所より、9月12日（土）に石巻市桃生植立山公園にて「ものうふれあい祭 2015 はねこ踊りフェスティバル in 桃生」が開催される旨、周知があった。

2 牡鹿鯨まつりの開催について（牡鹿総合支所）

牡鹿総合支所より、9月13日（日）に旧牡鹿公民館跡地にて「牡鹿鯨まつり」が開催される旨、周知があった。

以上